

平成24年8月28日

震災復興対策に関する 要 請 書

宮城県議会議長 中村 功

宮城県商工会議所連合会長 鎌田 宏

宮城県商工会連合会長 天野 忠正

震災復興対策に関する要請書

震災後1年5か月余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体、中小企業者に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの暖かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、被災した中小企業の1日も早い復興の実現を実感できるよう、以下の事項について要望いたします。

1 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、平成23年度に本県では、65グループ約1,200事業者が約1,200億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ約2,400事業者が約1,400億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できない状況にあります。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題等があり、復旧事業そのものに着手できるまで相当の時間を要している企業も数多くあります。

つきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が、中小企業等の早期事業再開を支援し地域経済の復興に寄与するという本来の目的にかなうよう、予備費を活用する等十分な予算措置を講ずることを求めます。

また、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に事業を行うことを求めます。

2 事業復興型雇用創出事業の改善

震災により離職を余儀なくされた者等を雇用する民間事業主等に対し助成金を支給する事業復興型雇用創出事業は、被災求職者にとっても、採用企業にとっても大変有効な制度ですが、平成23年11月20日以前に雇用した労働者は対象外とされていることから、震災直後の厳しい状況の中、いち早く事業を再開し、被災住民等を雇用してきた企業には強い不公平感があり、同制度を遡って適用して欲しいという悲痛な声が寄せられています。

つきましては、この事業が本来の目的に沿うよう、震災後、平成23年11月20日までに事業所が雇用した労働者も対象とすることを求めます。

また、被災地の基盤整備の遅れにより、今年度中の再建が厳しい企業も多く見込まれることから事業期間を延長することを求めます。

さらに、労働者を解雇した事業所だけでなく、休業している事業所において、休業手当を支払えず震災による特例措置によって雇用保険の特例受給が可能となった事業所にもこの制度の適用を認めることを求めます。

3 二重債務問題対策に係る被災者への支援

(1) 支援の促進

被災者の二重債務問題につきましては、産業復興機構、再生支援機構及び私的整理ガイドラインにより対策が講じられています。

しかしながら、これらに対する相談は寄せられているものの、実際に債権の買取り等が決定した件数が非常に少ないのが現状です。

その原因としては、仮設店舗の活用や仮設住宅への入居等、企業・住宅等の再建が進んでいないことが挙げられるものの、制度の周知不足や金融機関の審査が厳格であることも考えられます。

従いまして、政府においては、被災者に対する二重債務問題対策についての周知を徹底するとともに、産業復興機構、再生支援機構の支援決定までの円滑化を図り、また、金融機関に対する債権放棄をさせるための対策を充実させる等の支援を速やかに実施するよう求めます。

(2) 支援の継続

被災企業の二重債務問題に対応するため、平成23年12月に宮城産業復興機構が設立され、相談業務や債権の買取り等が行われておりますが、産業復興機構の安定的な運

営を図るためにも、現在事務経費の一部に対して行われている補助を来年度以降も継続して実施するよう求めます。

また、宮城県産業復興相談センターにおいて、産業復興機構への買取要請等の支援が行われた案件について利子補給制度が設けられていますが、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援を行う場合においては利子補給の対象となっておりません。再生支援機構の支援対象には、小規模事業者や産業復興機構による支援が困難な事業者も含まれており、経済的負担を軽減する手厚い支援が必要であることから、同様に利子補給の対象とするよう求めます。

さらに、利用者の利便性を損なうことのないよう、再生支援機構と産業復興機構及び産業復興相談センターとの連携強化について十分配慮されるよう求めます。